処分基準整理票

処分の内容		要介護認定の取消し		
根拠法令及び条項		介護保険法第31条		
処分基準	■ 有 (第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) □ 無 (根拠:第6条において準用する第4条第2項第 号に該当)			
	公表 ■ する □ しない(公表しない場合の根拠:第7条第4項第 号に該当)			
	【内容】(※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 法令等の規定において、当該処分等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。 ※別紙のとおり			
処 分 基 準 設定年月日		平成12年4月1日	処 分 基 準 最終変更年月日	平成18年4月1日
所管部署		健康福祉部 長寿支援課		
備考				

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

別紙

介護保険法

(要介護認定の取消し)

第三十一条

市町村は、要介護認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要介護認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第二十七条第七項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする。

- 一 要介護者に該当しなくなったと認めるとき。
- 二 正当な理由なしに、前条第二項若しくは次項において準用する第二十七条第二項の規定による調査(第二十四条の二第一項第二号又は前条第二項若しくは次項において準用する第二十八条第五項の規定により委託された場合にあっては、当該委託に係る調査を含む。)に応じないとき、又は前条第二項若しくは次項において準用する第二十七条第三項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。
- 2 第二十七条第二項から第四項まで、第五項前段、第六項及び第七項前段並びに第二十 八条第五項から第八項までの規定は、前項第一号の規定による要介護認定の取消しに ついて準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政 令で定める。